

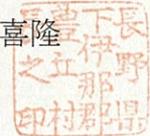


4 豊総第 3 号  
令和 4 年 4 月 1 日

豊丘村監査委員

久保田 康敏 様  
唐澤 健 様

豊丘村長 下平 喜隆



勧告に基づく措置について (通知)

地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 22 日付け、3 豊監第 7 号で勧告のあった下記の事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

勧告事項

(1) 報酬額の損害賠償

当該職員への報酬額決定経過については、当事者が故人のため確認はできなかったが、請求主旨である村の決裁権者には責任ないと判断し、賠償は求めない。

全ての責任は、当時の総務課長一人にあると判断し、当時の総務課長に村への損害分として、監査により算出された差額分総額 101,595 円の賠償責任があると判断する。

本来であれば、令和 3 年度末までを期限とし損害賠償を求めるものであるが、当事者が故人であることを鑑み損害賠償は求めない。

村は、債権を放棄するにあたり、次の議会において必要な手続きを行うこと。

(措置内容)

令和 4 年第 1 回豊丘村議会 3 月定例会再開日 (3 月 22 日) において、勧告された損害賠償額を含む「権利の放棄について」の議案を提出し、賛成多数により可決されたことにより、債権を放棄した。

(2) 報酬額の是正

村は、当該職員を令和4年度以降もパートタイム会計年度任用職員として勤務させる場合、「豊丘村会計年度任用職員取扱要領」に基づく報酬額に是正したうえで任用し、令和4年3月31日までに「豊丘村事務処理規則」に基づく手続きを行うこと。

(措置内容)

令和4年第1回豊丘村議会3月定例会再開日（3月22日）において、勧告により是正の対象となったパートタイム会計年度任用職員の是正後の報酬額を含む、令和4年度豊丘村一般会計予算が全会一致にて可決された。

是正の対象となったパートタイム会計年度任用職員2名の人事通知書については、会計年度任用職員取扱要領の規定に基づく是正後の給与月額で作成し、3月29日に正副村長の決済処理が終了した。

なお、職員への人事通知発令日は令和4年4月1日付けのため、本日、該当職員に対して人事通知書の交付を行った。